

# 輸送の安全に係る公表事項について

---

2023年6月5日  
国際興業株式会社

*Kokusai Kogyo Bus*

令和5年6月5日

## 運輸安全マネジメントに関する取組み

国際興業株式会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組みしています。

令和5年度 当社安全方針

## 『安全最優先の厳守』

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。
- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
  - ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
  - ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各営業所に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。
- (3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

## (1) 令和4年度目標及び達成状況

## 【運輸グループ安全目標①：重大人身事故6件以内】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	4件	7件	11件
目標	達成	—	—

## 【運輸グループ安全目標②：健康起因による事故0件】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	1件	0件	0件
目標	未達成	—	—

【部門別目標】

● 乗合バス部門

【部門目標①：発進時・ドア開閉時の車内事故5件以内】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	4件	6件	11件
目標	達成	—	—

【部門目標②：自転車利用者との事故9件以内】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	9件	11件	9件
目標	達成	—	—

● 観光バス部門

【部門目標①：有責人身事故0件】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	1件	0件	0件
目標	未達成	—	—

【部門目標②：静止物への接触事故2件以内】

	令和4年度	令和3年度 (参考)	令和2年度 (参考)
件数	1件	3件	2件
目標	達成	—	—

(2) 令和5年度目標

☆ 運輸グループ安全目標

目標① 『重大人身事故5件以内』

目標② 『健康起因による事故0件』

【部門別目標】

☆ 乗合バス

目標① 『発進時・ドア開閉時の車内事故3件以内』

目標② 『自転車利用者との事故8件以内』

☆ 観光バス

目標① 『有責人身事故0件』

目標② 『静止物への接触事故2件以内』

### 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故（重大・大型事故等被害甚大なケース）に関する統計

〔総件数及び類似別の事故件数〕

令和4年度総件数4件

部門内訳：乗合バス3件、観光バス1件

種別内訳：車内事故1件

自転車利用者との人身事故1件

営業所車庫内での人身事故1件

健康状態に起因した事故1件

### 4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

#### (1) 令和4年度に講じた措置

##### ☆乗合バス

##### ・教育指導者に対する研修制度の充実

各営業所に於ける運転士教育は、安全担当副所長を中心とした管理者、現場教官、指導運転士によって行われているが、求められる知識およびスキルのレベルが急速に高まっており、これ等の者に対しての教育が急務である為、指導内容や方向性を均一にすることを目指し、将来に亘って順次レベルアップを図っていける研修を外部機関にて実施

##### ・重大事故、事件等への対応訓練実施

令和2年度及び令和3年度に於いては、新型コロナウイルスの影響で実施ができなかったことを踏まえ、令和5年度はオンラインでも有効な受講等が出来るよう、訓練映像資料を作成し、視聴することによる訓練を実施。

##### ・ヒヤリ・ハット情報収集の促進とこれを活用した教育の実施

昨年度より、促進策のみならず、日々の乗務時の募集方法についても強化し、令和4年度は135件のヒヤリ・ハット情報を収集した。

収集した情報は精査した上で、令和5年度の教育で活用していく。

##### ☆観光バス

##### ・重大事故、事件等への対応訓練実施

令和2年度及び令和3年度に於いては、新型コロナウイルスの影響で実施ができなかったことを踏まえ、令和5年度はオンラインでも有効な受講等が出来るよう、訓練映像資料を作成し、視聴することによる訓練を実施。

(2) 令和5年度に講じようとする措置

(2)-1 新規の取組

☆ 乗合バス・観光バス

- ・ 心臓疾患、大血管疾患に対するスクリーニング検査の実施

乗務員に対する健康管理強化の観点から、国土交通省が推奨しているスクリーニング検査を新たに実施する。

- ・ 普通救命講習受講の促進

令和5年度中に全営業所へAEDを設置することから、これまで乗務員に受講させていた普通救命講習を、事務員・工場員も対象に加え、有事の際の取り組み強化を図る。

- ・ 整備士への研修制度の拡充

国際興業バスに携わる整備士を醸成すべく、整備士としての心構えや、過去の事例共有等を行う社内での研修を新たに実施する。

(2)-2 継続的な取組

☆ 乗合バス

- ① 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ② 教育指導者に対する研修制度の拡充
- ③ ヒヤリ・ハット情報収集の促進とこれを活用した教育の実施
- ④ 運行管理者研修・運行管理補助者研修
- ⑤ 自治会等への車内事故防止働き掛け推進

☆ 観光バス

- ① 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ② 教育指導者に対する研修制度の拡充
- ③ ヒヤリ・ハット情報収集の促進とこれを活用した教育の実施
- ④ 運行管理者研修・運行管理補助者研修
- ⑤ 乗客のシートベルト着用促進

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程施行細則別表1-1～4の通りです。

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 令和4年度の教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

①当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）の全社員を対象に内部講師による講習会を7月19日、20日に令和3年度の振り返りを兼ねて講習会を実施した。

（運輸事業部及び運輸管理部の希望者と観光バス事業部はリモートにて参加）

②各営業所（現業部門）に於いては年4回の各交通安全運動および輸送安全総点検期間中、全乗務員を対象に資料を用いて個々に取組内容及び進捗状況の確認について説明を行い、輸送の安全に関する理解度を点呼執行時等に確認した。

(2) 令和5年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程施行細則別表2の通りです。

①本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）に対しては、全社員を対象に今年度の目標、取組の周知徹底を図るべく、7月頃に講習会の開催を予定している。

## 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

[実施期間] 令和4年4月1日～令和5年3月31日

[実施対象] 社長、安全統括管理者、運輸管理部長

乗合バス2営業所〔赤羽・西浦和〕、観光バス1営業所〔観光さいたま〕

[実施結果] 下記の通り指摘があった。

- ①乗務報告書が一部適正に処理されていない。（赤羽、西浦和、観光さいたま各営業所）
- ②事故警報書類が一部適正に処理されていない。（赤羽、観光さいたま営業所）
- ③健康管理関係の書類が一部適正に処理されていない。（赤羽、観光さいたま各営業所）
- ④一部書類の周知を確認出来る記録がない。（赤羽、西浦和、観光さいたま各営業所）
- ⑤運行指示書に記載された運行時間が適正でない。（観光さいたま営業所）
- ⑥社速超過に対する適切な指導が為されていない。（観光さいたま営業所）

上記①～⑥に対し、それぞれ講じた措置および講じようとする措置については以下の通りである。

- ①車内点検実施の確認に関して、引き続き点呼者の確認を確実にいき、管理者の確認も確実なものにする。（赤羽、西浦和、観光さいたま各営業所）
- ②事故警報を周知後、周知した期間を管理書類へ記入し、統括運行管理者まで確認印を押印してから保管する。（赤羽、観光さいたま各営業所）
- ③全ての要注意者（経過観察中を含む）について、指摘事項を記載するよう衛生管理者に指導を実施し、今後の健康状態報告書について確実に記載するとともに、管理者の確認も確実なものにする。（赤羽、観光さいたま各営業所）
- ④各種会議議事録について、電子回覧での周知に変更し、電子回覧後に書類をファイリングして保管する事とする。（赤羽、西浦和、観光さいたま各営業所）
- ⑤運行指示書作成者と始業点呼実施者および管理者を含めたトリプルチェックを実施して再発防止を図る。（観光さいたま各営業所）
- ⑥運行管理者に対し、社速超過に対する指導を適正に実施するよう指導するとともに、管理者の確認も確実に実施する。（観光さいたま各営業所）

## 9. 安全統括管理者に係る情報

専務取締役 後藤 崇輔

## 10. 行政処分

令和2年度行政処分なし。

令和3年度行政処分なし。

令和4年度行政処分なし。